

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	市民農園開設事業			事業コード	0587
所属コード	141000	課等名	農政課	係名	農村振興係
課長名	佐々木 和則	担当者名	佐々木 英之	内線番号	6046
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	活力ある産業の振興	コード	5
	施策	活力ある農林業の振興	コード	1
	基本事業	生産意欲と技術の向上	コード	1
予算費目名	一般会計 6 款 1 項 3 目 市民農園開設事業 (009-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰越 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	昭和 62 年度	
根拠法令等	特定農地貸付法			

(2) 事務事業の概要

盛岡地域に農業者が開設するファミリー農園を支援することにより、市民に農業に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市民に農作業の場を提供するために、農家が開設主体となり、市が支援する形態で昭和 62 年から継続しているもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

農業や農政への理解を深めてもらうため、農業体験の機会を増やす必要性はより高まっている反面、行政が主体となり農園を開設する必要性が薄れている。今まで、農業者以外が農地を賃借することは農地法で禁じられていたため、農業者が農業指導を行い、指導料として料金を徴収する「農園利用方式」で開設していた。なお、平成 14 年に特定農地貸付法が制定され、農業者が自ら市民農園を開設できるようになった。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

市民

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 人口	千人	292	293	298	298	298
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

市の広報紙やホームページに利用者募集の広告を掲載し, 園主との連絡調整を図りながら, 円滑な市民農園の運営を行った。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 箇所数	箇所	8	9	9	9	9
B 区画数	区画	255	318	318	318	318
C						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

農作業を行い野菜等を自ら栽培、収穫することにより、農業への理解を深めるとともに、市民のレクリエーションの場を提供する。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績	26年度目標値
A 受け付けた区画数	□上げる □下げる ■維持	区画	255	318	318	318	318
B	□上げる □下げる □維持						
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	36	14	14	14
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	36	14	14	14
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	240	240	240	240
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	960	960	960	960
計	トータルコスト A+B	千円	996	974	974	974
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

農業体験を直に体験することにより、農業に対する理解が深まり、市民にとって農業が身近となる機会になるばかりでなく、農業者にとっては水田の転作や耕作放棄地の防止、ひいては農業の活性化に結びつく。

② 市の関与の妥当性

妥当である。法定事務である。

③ 対象の妥当性

市民農園の名前のおり, 市民を対象としているので範囲は妥当である。

④ 廃止・休止の影響

市の広報紙やホームページへの利用者募集広告の掲載を止めた場合, 市民農園の利用者が減少し、農業に対する市民の理解の低下や耕作放棄地拡大のおそれがある。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

現状の周知方法 (市広報, ホームページ) で十分であり, 他に向上余地はないものと思料される。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

市の広報紙, ホームページで広告を行っており, 希望者が多い場合には抽選により利用者を決定している。よって, 受益機会は公平・公正に確保されているものと解される。

また, 各市民農園に係る利用料は同じ料金設定としており, 適正である。

(4) 効率性評価

市民農園の開設に係る費用は開設者負担であり, 市の事業費は必要最小限である。また, 市では農園のPR等最低限の支援を行っている為, 今以上に費用対効果を上げる方法はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

遊休農地の活用策の手段として市民農園の開設と利用を周知する。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

市民農園への土地の提供については農業者の意思によるところが大きい。土地の利用法について農業者から相談等があった時は、市民農園への土地利用もあることを紹介する。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市民農園の利用者募集活動を適正に行いながら、農作業体験による食育の効果をはじめ、耕作放棄地の有効利用にも繋がることから、事業を継続していく。